

令和5年度青森県医師修学資金修学生 募集要項

(2次募集)

1 目的

この制度は、青森県外の大学で医学を専攻する本県出身者で、将来県内の病院、診療所、保健所等（以下「病院等」という。）に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、本県出身者の修学機会の確保に資するとともに、卒業後、県内の病院等に勤務したときに修学資金の返還を免除することにより、県内の医師の充足を図ることを目的とする。

2 応募資格及び募集人員

- (1) 青森県外の大学に在学する本県出身の医学生で、将来県内の病院等に医師として勤務しようとする者。

なお、本県出身とは、県内高等学校出身者等をいう。

- (2) 青森県外で勤務義務のある修学資金等と併用はできない。
- (3) 募集人員 1人程度

3 貸与の内容等

- (1) 貸与の額 自宅外通学者 月15万円
自宅通学者 月9万円
※入学した月は28万2千円を加算

< 自宅外通学者の基準 >

- (1) 貸与を申請した日現在、現に自宅外から通学している者
- (2) 自宅から通学している者で家計に特別な事情のある者

< 自宅の基準 >

本人と生計を一にする家族の住所とする。

なお、転勤等の関係で主たる家計支持者が、一時的に家族と別居している場合は、その家族の住所を自宅とみなす。

- (2) 交付の方法
毎月、本人の指定した銀行口座に振り込みする。
- (3) 貸付期間
契約で定める月から大学を卒業する月まで（正規の修学期間に限る。）
ただし、休学又は停学の期間は貸与しない。
- (4) 貸付利息
無利息

4 返還

(1) 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、その事由発生後6月経過後から、修学資金の貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に修学資金を返還しなければならない。

① 次により契約を解除されたとき。

ア 退学したとき。

イ 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

オ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

② 死亡したとき。

③ 大学を卒業した後、2年以内に医師とならなかったとき。

④ 医師となった後、直ちに県内の病院等に医師として勤務しなかったとき。

⑤ 県内の病院等に勤務しなくなったとき。

(2) 返還方法は、月賦の均等払いとする。ただし、繰り上げ返還することができる。

5 返還債務の履行猶予

(1) 被貸与者が次のいずれかに該当するときは、当該期間及び当該期間の終了後6月を経過するまでの期間は、返還債務の履行を猶予する。

① 県内の病院等に医師として勤務しているとき。

② 医師法第16条の2第1項に基づく臨床研修を行っているとき。

③ 大学院の医学に関する修士課程、博士課程又はこれらに相当する教育を行う課程（外国を含む。）に在学しているとき。

(2) (1)以外の災害、疾病その他止むを得ない事由があるときは、その事由が継続する期間に限って、返還債務の履行を猶予する。

6 返還債務の当然免除

(1) 被貸与者が県内の病院等に医師として勤務し、その勤務期間が通算して3年以上であり、かつ修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したときは返還債務の全部を免除する。

(2) 前項を除き、被貸与者が県内の病院に勤務し、その期間が3年以上であるときは、返還債務の一部を免除する。

< 一部免除額の計算式 >

$$\text{貸与総額} \times \frac{\text{勤務期間}}{\text{貸与期間} \times 1.5}$$

7 返還債務の裁量免除

被貸与者に次のいずれかの事由が生じたときは、修学資金の全部又は一部を免除する。

- (1) 勤務期間中の業務に起因する死亡又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続できなくなったとき。
- (2) 心身の故障その他止むを得ない事由により、修学資金の返還が特に困難であるとき。

8 学業成績表の提出

修学生（1年生を除く。）は、毎年学業成績表を知事に提出しなければならない。

また、正当な理由がなく学業成績表の提出をしなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することがある。

9 応募方法

(1) 提出書類

① 貸与申請書（第1号様式）

（返済能力のある連帯保証人を2人とすること。）

② 所信書・家計の実情等申出書（別添様式による）

③ 健康診断書

④ 在学証明書の写し（大学所定のもの）

⑤ 学業成績表等

ア 令和5年度入学者については、出身高等学校が作成した「調査書」

イ 大学在学者は前学年度末における「学業成績表」

⑥ 戸籍抄本

⑦ 出身世帯の家族（生計を一にする者（無職の者を含む））及び連帯保証人の所得を証明する書類（令和4年分の源泉徴収票、市町村発行の所得証明書）

(2) 募集期間

令和5年8月10日（木）まで（必着）

(3) 提出先

青森県健康福祉部医療薬務課 良医育成支援グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1 電話 017-734-9288

10 選考方法及び通知

選考は次の2段階方式で行う。

(1) 1次選考

提出書類の審査等により選考し、本人に通知する。

なお、審査に際しては家族の経済的状況等が考慮されるので留意すること。

(2) 2次選考

① 1次選考された者について、面接を行い、その総合判定により決定し本人に通知する。

② 面接実施日 8月下旬（申請者との調整により日時を決定）

11 問い合わせ先

青森県健康福祉部医療薬務課 良医育成支援グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1 電話 017-734-9288